



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月22日
号外(2)
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

- ※滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(県民活動生活課) 9
- ※滋賀県退職手当基金条例(人事課) 11
- ※個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(県民活動生活課) 12
- ※子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例(障害福祉課) 16
- ※滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例(人事課) 16
- ※滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例(人事課) 17
- ※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政経営推進課) ... 18
- ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課) 18
- ※滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例(医療保険課) 19
- ※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課) 19
- ※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(警察本部会計課) 20
- ※滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町振興課) 21
- ※滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例(障害福祉課) 21
- ※滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例(障害福祉課) 24
- ※滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例(子ども・青少年局) 25
- ※滋賀県認定子ども園の認定に関する条例の一部を改正する条例(子ども・青少年局) 27
- ※滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型
認定子ども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(子ども・青少年局) . 28
- ※滋賀県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医療政策課) 30
- ※滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例(生活衛生課) 32
- ※滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正する条例(みらいの農業振興課) 35
- ※滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路保全課) 37
- ※滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(教職員課) 41
- ※滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(警務課) 41
- ※滋賀県防災会議条例の一部を改正する条例(防災危機管理局) 42

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(条例第4号)

- 1 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとするものとしました。(第1条関係)
- 2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとしました。(第2条関係)
- 3 条例個人情報ファイル簿の作成および公表(第3条関係)
 - (1) 実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイル(法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなるものを除く。)について、個人情報ファイルの名称等を記載した帳簿(以下「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならないこととしました。

- (2) (1)を適用しない個人情報ファイルに関する規定を設けることとしました。
- (3) (1)にかかわらず、実施機関は、利用目的に係る事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないこと等ができることとしました。
- (4) 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならないこととしました。
- 4 法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととし、法第89条第2項の条例で定める額は、零円とすることとしました。(第4条関係)
- 5 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めることとしました。(第5条関係)
- 6 実施機関(県が設立した地方独立行政法人を除く。)は、この条例を改正し、または廃止しようとする場合等において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができることとしました。(第6条関係)
- 7 知事は、毎年度、実施機関における法およびこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする事としました。(第7条関係)
- 8 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定めることとしました。(第8条関係)
- 9 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県退職手当基金条例**(条例第5号)
- 1 職員の退職手当の支給に必要な経費の財源の確保および退職手当に係る財政負担の平準化を図り、県財政の健全な運営に資するため、滋賀県退職手当基金(以下「基金」という。)を設置することとしました。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とすることとしました。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとしました。(第3条関係)
- 4 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとしました。(第4条関係)
- 5 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとしました。(第5条関係)
- 6 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとしました。(第6条関係)
- 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとしました。(第7条関係)
- 8 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。
- **個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例**(条例第6号)
- 1 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)の廃止
- (1) 滋賀県個人情報保護条例を廃止することとしました。(第1条関係)
- (2) 滋賀県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を設けることとしました。(付則関係)
- 2 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成31年滋賀県条例第5号)の一部改正
- (1) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものに限る。)を処理するための機関とすることとしました。(第4条による改正後の第2条関係)
- (2) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正に伴う経過措置を設けることとしました。(付則関係)
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 3 次に掲げる条例について、必要な規定の整備を行うこととしました。(第2条、第3条および第5条から第7条まで関係)
- (1) 滋賀県公文書等の管理に関する条例(平成31年滋賀県条例第4号)
- (2) 滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)
- (3) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)
- (4) 滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)

(5) 滋賀県行政不服審査会条例(平成28年滋賀県条例第19号)

4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

○ **子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第7号)**

1 次に掲げる条例について、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)による児童福祉法(昭和22年法律第164号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)および子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条から第4条まで関係)

(1) 滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)

(2) 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第37号)

(3) 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第9号)

(4) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

○ **滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例(条例第8号)**

1 滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとしました。(別表関係)

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ **滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第9号)**

1 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、人事委員会の事務部局の職員、病院事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとしました。(第2条関係)

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

○ **滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第10号)**

1 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築物の容積率に関する特例の認定等に係る申請の受付に係る事務を市町に移譲することとしました。(別表関係)

2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(別表関係)

3 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画の認可ならびに当該認可をした旨の通知および公告に係る事務を草津市および甲賀市に移譲することとしました。(別表関係)

4 その他

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。ただし、2は同年5月26日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ **滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第11号)**

1 感染症防疫等作業手当について、家畜伝染病(人事委員会規則で定めるものに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却もしくは埋却または畜舎等の消毒の作業に係る手当の額を従事した日1日につき380円(人事委員会規則で定める著しく危険な作業に従事した場合は、760円)に引き上げることとしました。(第18条関係)

2 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、(3)については、令和5年4月1日から施行することとしました。

(2) 1については、令和5年1月19日から適用することとしました。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ **滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例(条例第12号)**

1 滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成15年滋賀県条例第2号)を廃止することとしました。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

○ **滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第13号)**

1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第2条および別表第54関係)

2 建築基準法に基づく事務手数料について、建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料ほか

2件の手数料を新たに設定することとしました。(別表第43関係)

- 3 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料のうち、豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料について、豚熱予防注射を行う者に知事の登録を受けた飼養衛生管理者を加えることとしました。(別表第45関係)

4 その他

(1) この条例は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める日から施行することとしました。

ア 3の規定 公布の日

イ 2および②の規定 令和5年4月1日

ウ 1の規定 令和5年5月26日

(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 道路交通法(昭和35年法律第105号)に基づく警察関係事務手数料について、特定自動運行の許可の申請および特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料を新たに設けることとしました。(別表第7関係)

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項第2号の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものとして、「滋賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年滋賀県条例第18号)による同条例第5条第1項の承認、同条例第16条第1項の脱退一時金の支給、同条例第20条第3項第2号もしくは第4項の届出または同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの」を追加することとしました。(別表第1関係)

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 指定児童発達支援事業者は、保育所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができることとしました。(別表第1および別表第2関係)

2 指定児童発達支援事業所の管理者による懲戒に係る規定を削除することとしました。(別表第1関係)

- 3 指定児童発達支援事業者は、利用者の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の点検、従業者、利用者等に対する日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることとしました。(別表第1関係)

4 指定児童発達支援事業者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認することとしました。また、利用者の送迎を目的とする自動車(一部の自動車を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を備え、利用者の降車の際に当該装置を用いて利用者の所在の確認を行うこととしました。(別表第1関係)

5 その他

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。ただし、2および③の一部は、公布の日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 指定福祉型障害児入所施設の管理者による懲戒に係る規定を削除することとしました。(別表第1関係)

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、利用者の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の点検、従業者、利用者等に対する日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることとしました。(別表第1関係)

3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降

車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認することとしました。(別表第1関係)

4 その他

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。ただし、1は、公布の日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 当分の間、保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができるとする保育所における保育士の数の算定に係る規定について、入所させる乳児の数が4人以上とする基準を緩和することとしました。(付則関係)

2 保育所に他の社会福祉施設を併設するときの設備および職員の専従に係る基準を緩和することとしました。(別表第1関係)

3 施設長による懲戒に係る規定を削除することとしました。(別表第1関係)

4 設置者は、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を行うよう努めることとしました。(別表第1関係)

5 設置者(障害児入所施設等の設置者を除く。)は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずるよう努めることとしました。(別表第1関係)

6 設置者(助産施設および児童家庭支援センターの設置者を除く。)は、入所者の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の点検、職員、入所者等に対する日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることとしました。(別表第1関係)

7 設置者は、入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車および降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認することとしました。また、施設長(保育所および児童発達支援センターの施設長に限る。)は、入所者の送迎を目的とする自動車(一部の自動車を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の入所者の見落としを防止する装置を備え、入所者の降車の際に当該装置を用いて入所者の所在の確認を行うこととしました。(別表第1関係)

8 保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができることとしました。(別表第10関係)

9 その他

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。ただし、3は、公布の日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 当分の間、認定こども園の職員の資格について、保健師、看護師または准看護師(以下「看護師等」という。)を1人に限って、保育士の資格を有する者に代えることができることとしました。この場合において、満1歳未満の子ども数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士の資格を有する者に代わる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととしました。(付則関係)

2 認定こども園の管理運営等について、子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認することとしました。また、通園を目的とする自動車(一部の自動車を除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、子どもの降車の際に当該装置を用いて子どもの所在の確認を行

うこととしました。(別表第1関係)

3 その他

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する看護師等をもって副園長等に代えることができることとしました。この場合において、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を副園長等に代わる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととしました。(付則関係)
- 2 幼保連携型認定こども園に他の社会福祉施設を併設するときの設備および職員の専従に係る基準を緩和することとしました。(別表関係)
- 3 園長による懲戒に係る規定を削除することとしました。(別表関係)
- 4 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、園児の教育および保育の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずるよう努めることとしました。(別表関係)

5 その他

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。ただし、3は、公布の日から施行することとしました。
- (2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第21号)

1 修学資金の種類および対象(第3条関係)

- (1) 修学資金の貸与の対象から過去に修学資金等の貸与等を受けた者を除くこととしました。
- (2) 保健師修学資金、助産師修学資金および看護師修学資金を統合して看護師等修学資金とするとともに、認定看護師修学資金を廃止することとしました。

2 貸与の額等(第4条関係)

- (1) 修学資金の貸与は、正規の修業年限を超えない期間に限ることとしました。
- (2) 大学院修学資金の貸与の額を看護師等修学資金と同額にすることとしました。

3 修学資金の貸与契約を解除する要件に、修学生としてふさわしくない非行のあったとき等を追加することとしました。(第5条関係)

4 修学資金は、養成施設を卒業し、または修士課程を修了した日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦もしくは半年賦の均等払いまたは一括払いにより返還することとしました。(第7条関係)

5 修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる要件に、特定施設を退職した後、知事に求職の届出をして他の特定施設に就職しようとするとき等を追加することとしました。(第8条関係)

6 修学資金の返還の債務を免除する要件について、養成施設卒業に係る看護職員の免許を取得すべき期間を養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに延長する等の改正を行うこととしました。(第9条関係)

7 その他

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 ふぐ調理師をふぐ処理者に改めるなどこの条例の用語の整理を行うこととしました。(第2条関係)

2 ふぐ処理者の免許を受けることができる者を、ふぐ処理者試験に合格した者ならびに他の都道府県知事等が行うふぐの処理に関する試験に合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に関する免許等を受けている者であって、ふぐ処理者試験に合格した者と同等以上の知識および技能を有すると知事が認めるものとする事としました。(第3条関係)

3 ふぐ処理者試験の受験資格について、調理師の免許を要しないこととしました。(第6条関係)

4 営業者(飲食店営業者に限る。)は、その経営するふぐ処理施設ごとに、調理師の免許を受けている者を置くように努めなければならないこととしました。(第17条関係)

5 その他

- (1) この条例は、令和5年6月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- (4) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 環境こだわり農業の定義について、新たにオーガニック農業が含まれることとするとともに、環境との調和に配慮した措置の例として地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組を示すこととしました。(第2条関係)

2 環境こだわり農産物の認証を、農産物が知事の認定を受けるなどした生産計画に従い生産されたものである旨の認証から、農産物が一定の基準に適合する旨の認証に改めるとともに、生産計画の認定制度を廃止することとしました。(第13条関係)

3 小分け業者が小分け後の環境こだわり農産物等に環境こだわり農産物であることを示す表示を付す場合に知事の承認を要しないこととしました。(第15条関係)

4 その他

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を設けることとしました。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 道路占用料の額を改めることとしました。(別表関係)

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとしました。(第2条関係)

区 分		令和4年度	令和5年度	増減
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	校長および教員	4,910人	4,976人	66人
	養護教員	234人	234人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
	事務職員	263人	267人	4人
	計	5,460人	5,530人	70人
中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	校長および教員	2,771人	2,814人	43人
	養護教員	107人	107人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	20人	20人	0人
	事務職員	123人	124人	1人
	計	3,021人	3,065人	44人
計	校長および教員	7,681人	7,790人	109人
	養護教員	341人	341人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	73人	73人	0人
	事務職員	386人	391人	5人
	合計	8,481人	8,595人	114人

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 本県の地方警察職員たる警察官の定員を増員することとしました。(第1条関係)

2 当分の間、警察官の定員は、本則に定める警察官の定員に知事が必要と認める員数を加えた員数とすることとしました。(付則関係)

3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県防災会議条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 滋賀県防災会議の委員の定数を次のとおり改めることとしました。(第2条関係)
 - (1) 知事の部内の職員のうちから指名される委員 14人以内(現行14人)
 - (2) 市町長および消防機関の長のうちから任命される委員 4人以内(現行4人)
 - (3) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから任命される委員 22人以内(現行20人)
 - (4) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから任命される委員 17人以内(現行4人)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

条 例

滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第4号

滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者および病院事業管理者ならびに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第6条において同じ。)をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成および公表)

第3条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイル(法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなるものを除く。以下この条において同じ。)について、それぞれ次の各号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿(第3項および第4項において「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 当該実施機関の名称および個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録されている項目(次項第8号および第3項において「記録項目」という。)および本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第8号において「記録範囲」という。)

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(次号および第7号ならびに次項において「記録情報」という。)の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 法第76条第1項、第90条第1項または第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称および所在地

(9) 法第90条第1項ただし書または第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査または公訴の提起もしくは維持のために作成し、または取得する個人情報ファイル
 - (3) 当該実施機関の職員または職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録するもの（当該実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (6) 資料その他の物品もしくは金銭の送付または業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付または連絡の相手方の氏名、住所その他の送付または連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、または取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (8) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部または一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目および記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (9) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部もしくは同項第5号もしくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、または個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部もしくは事項を記載せず、またはその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- （費用の負担）
- 第4条** 法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
- 2 法第89条第2項の条例で定める額は、零円とする。
- （行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）
- 第5条** 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合

に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第6条 実施機関(県が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、または廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する規則その他の規程を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

第7条 知事は、毎年度、実施機関における法およびこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県退職手当基金条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第5号

滋賀県退職手当基金条例

(設置)

第1条 滋賀県職員の退職手当の支給に必要な経費の財源の確保および退職手当に係る財政負担の平準化を図り、県財政の健全な運営に資するため、滋賀県退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予

算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第6号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県個人情報保護条例の廃止)

第1条 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)は、廃止する。

(滋賀県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県公文書等の管理に関する条例(平成31年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

(滋賀県情報公開条例の一部改正)

第3条 滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)または行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2

条第1項第1号に規定する記述等もしくは同条第2項に規定する個人識別符号
第8条中「第6条第4号に該当する」を「第6条第1号の2および第4号に掲げる」に改め
る。

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正)

第4条 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成31年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第22条」に、「第22条-第24条」を「第23条-第25条」に改める。

第2条に次の1項を加える。

3 審議会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものに限る。)を処理するための機関とする。

第3条第4号および第5号を次のように改める。

(4) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。

(5) 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和5年滋賀県条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。

第3条第8号中「および個人情報保護条例第2条第7号」を「、議会個人情報保護条例第1条に規定する議会および個人情報保護法施行条例第2条第1項」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じて当該諮問に係る事項について調査審議すること。

(7) 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第4号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第6条の規定による諮問に応じて当該諮問に係る事項について調査審議すること。

第11条第1項の表審査部会の項中「、第3号および第5号」を「から第5号まで」に改め、同表個人情報保護部会の項中「第3条第4号、第6号および第7号」を「第3条第6号から第9号まで」に改める。

第14条第1項中「個人情報保護条例第45条第1項」を「議会個人情報保護条例第45条第1項」に、「個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関」を「議会」に改め、同条第2項中「個人情報保護条例第20条第1項、第32条第1項または第40条第1項」を「議会個人情報保護条例第20条第4号、第35条第1項または第42条第1項」に、「個人情報保護条例第2条第3号」を「議会個人情報保護条例第2条第3項」に改める。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第3章中第21条の次に次の1条を加える。

(個人情報保護法に係る審査請求の調査審議の手続)

第22条 第14条、第15条(第4項を除く。)、第18条、第19条第1項および第3項ならびに第20条の規定は、審議会が個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議する場合について準用する。この場合において、第14条第1項中「および」とあるのは「、個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関および」と、同条第2項中「および」とあるのは「、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項または第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)および」と、第18条中「第15条第1項」とあるのは「第22条において準用する第15条第1項」と、「閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第16条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とあるのは「閲覧させる」と、第19条第1項中「第15条第3項もしくは第4項または第17条の規定による意見書」とあるのは「第22条において準用する第15条第3項、個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条または同項において準用する同法第76条の規定による主張書面」と、「当該意見書」とあるのは「当該主張書面」と、「この項および次項」とあるのは「この項」と、同条第3項中「送付をし、または前項の規定による閲覧をさせよう」とあるのは「送付をしよう」と、「または閲覧に係る意見書」とあるのは「に係る主張書面」と読み替えるものとする。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第5条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「および滋賀県行政不服審査会」を「、滋賀県行政不服審査会および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

(滋賀県警察関係事務手数料条例の一部改正)

第6条 滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「手数料(」の右に「滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第4号)第5条に規定する手数料を除く。」を加える。

(滋賀県行政不服審査会条例の一部改正)

第7条 滋賀県行政不服審査会条例(平成28年滋賀県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第2条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 審査会は、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第

1項に規定する審査請求に係るものを除く。)を処理する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(滋賀県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行前において第1条の規定による廃止前の滋賀県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第10条第2項の受託事務等に従事していた者に係る同条第3項の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第11条の規定による職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項もしくは第2項、第28条第1項もしくは第2項または第36条第1項もしくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第53条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧条例第10条第2項の受託事務等に従事していた者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

7 法人(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

8 この条例の施行前にした行為および付則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行前に旧条例第45条第1項の規定により滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものに係る調査審議の手続については、なお従前の例による。
- 10 第4項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第45条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議する場合における滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の規定の適用については、なお従前の例による。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第7号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県附属機関設置条例の一部改正)

第1条 滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県子ども若者審議会の項中「第77条第4項各号」を「第72条第4項各号」に改める。

(滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表障害児入所支援の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表短期入所の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表障害者支援施設としての業務および短期入所の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第3使用料の表中「規定する厚生労働大臣」を「規定する内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第8号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県総合企画部指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する総合企画部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
------------------------	---	-------	--	---------------------

別表第1項の表滋賀県文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会の項中「(昭和22年政令第16号)」を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第9号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例(昭和24年滋賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,366人」を「3,407人」に改め、同項第5号中「185人」を「191人」に改め、同項第8号中「10人」を「11人」に改め、同項第9号の2中「1,188人」を「1,202人」に改め、同項第10号中「3,269人」を「3,274人」に、「549人」を「547人」に、「3,818人」を「3,821人」に改め、同号ア中「2,076人」を「2,069人」に、「353人」を「350人」に、「2,429人」を「2,419人」に改め、同号ウ中「1,154人」を「1,166人」に、「125人」を「126人」に、「1,279人」を「1,292人」に改め、同項第11号中「8,709人」を「8,774人」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第10号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表(15)の項イ(キ)中「第52条第10項」を「第52条第6項第3号、第10項」に、「許可」を「認定等」に改め、同項イ(ク)中「および第3項各号」を「、第3項および第4項各号」に、「認定」を「認定等」に改め、同項イ中(ミ)を(ム)とし、(フ)から(マ)までを(ヅ)から(ニ)までとし、同項イ(タ)の次に次のように加える。

(フ) 法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可に係る申請の受付

別表(15)の項エ(ク)中「建築物の」の右に「新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の」を加える。

別表(33)の項中「宅地造成等規制法(」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(」に、「。以下」を「」(以下)に、「法」を「旧法」に改め、同項アからツまでの規定中「法」を「旧法」に改め、同項テ中「法第8条第1項」を「旧法第8条第1項」に改める。

別表中(63)の項を削り、(64)の項を(63)の項とし、同項の次に次のように加える。

(64) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可 イ 法第18条第7項の規定による通知および公告	草津市および甲賀市
--	-----------

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表(33)の項の改正規定は、同年5月26日から施行する。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第11号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改

正する。

第8条第1項第3号中「判定員」を「心理判定員」に改める。

第18条第1項第2号中「処理作業」の右に「(次号に掲げる作業を除く。)」を加え、同項第3号中「防疫作業」の右に「(前号に掲げる作業を除く。)」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 家畜伝染病(人事委員会規則で定めるものに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却もしくは埋却または畜舎等の消毒の作業

第18条第2項中「340円」を「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項第1号、第2号および第4号に掲げる作業 340円

(2) 前項第3号に掲げる作業 380円(人事委員会規則で定める著しく危険な作業に従事した場合は、760円)

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条の規定は、令和5年1月19日から適用する。

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第12号

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成15年滋賀県条例第2号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第13号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第58号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

別表第43(12)の項の次に次のように加える。

(12)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
--	---------

別表第43(16)の項の次に次のように加える。

(16)の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
--	----------

別表第43(17)の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表(19)の4の項の次に次のように加える。

(19)の5 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
--	----------

別表第43(33)の項アおよび(35)の項ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表(36)の項中「建築の」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表(37)の項中「の建築物」の右に「の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物」を加え、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表(38)の項中「建築の」を「新築または一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る」に改める。

別表第45(2)の項中「獣医師」の右に「または知事の登録を受けた飼養衛生管理者」を加える。

別表第54中「宅地造成等規制法に」を「旧宅地造成等規制法に」に改め、同表(1)の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、「昭和36年法律第191号」の右に「(以下この表において「旧法」という。)」を加え、同表(2)の項中「宅地造成等規制法」を「旧法」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第45の改正規定 公布の日
- (2) 別表第43の改正規定 令和5年4月1日
- (3) 第2条および別表第54の改正規定 令和5年5月26日

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第14号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第7第2項の表中(12)の項を(14)の項とし、(8)の項から(11)の項までを2項ずつ繰り下げ、(7)の項の次に次のように加える。

(8) 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査の手数料	同 79,200円
--	-----------

(9) 法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料	同 78,500円
---	-----------

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第15号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第18項を第19項とし、第11項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次の1項を加える。

- 11 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年滋賀県条例第18号）による同条例第5条第1項の承認、同条例第16条第1項の脱退一時金の支給、同条例第20条第3項第2号もしくは第4項の届出または同条例第5項の調査に関する事務であつて規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第16号

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第4号イ(ア)に次のように加える。

- h bの規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、または幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

別表第1第1項第4号ウに次のように加える。

(オ) (エ)の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

別表第1第1項第12号ウを削り、同号中エをウとし、オをエとし、同項第15号の2の次に次の2号を加える。

(15)の3 安全計画の策定等

ア 指定児童発達支援事業者は、利用者の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の点検、従業者、利用者等に対する指定児童発達支援事業所の外での活動、取組等を含む指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この号において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。

イ 指定児童発達支援事業者は、安全計画に従業者に周知すること。

ウ 指定児童発達支援事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

エ 指定児童発達支援事業者は、利用者の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。

オ 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

(15)の4 自動車を運行する場合の利用者の所在の確認

ア 指定児童発達支援事業者は、利用者の指定児童発達支援事業所の外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。

イ 指定児童発達支援事業者は、利用者の送迎を目的とする自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用者を見落とすおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用者を見落としを防止する装置を備え、利用者の降車の際に当該装置を用いて利用者の所在の確認を行うこと。

別表第1第3項第2号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ イの規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児

を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

別表第1第3項第3号中「第12号(ウを除く。)まで、第13号」を「第13号まで」に改める。

別表第2第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前号の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

別表第3第1項第2号中「第4号(」の右に「イ(ア)hおよび」を加え、「第12号(ウを除く。)まで、第13号」を「第13号まで」に改め、同表第2項中「、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号」を「から第13号まで」に改め、同表第3項中「、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号」を「から第13号まで」に改め、「第2号エおよび」の右に「オならびに」を加える。

別表第4第7項および別表第5第3項中「第12号(ウを除く。)」を「第12号」に改め、「第15号の2」の右に「、第15号の3、第15号の4ア、第16号」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1項第12号の改正規定、同表第3項第3号の改正規定、別表第3第1項第2号の改正規定（「第4号(」の右に「イ(ア)hおよび」を加える部分を除く。）、同表第2項の改正規定、同表第3項の改正規定（「第2号エおよび」の右に「オならびに」を加える部分を除く。）、別表第4第7項の改正規定（「第12号(ウを除く。)」を「第12号」に改める部分に限る。）および別表第5第3項の改正規定（「第12号(ウを除く。)」を「第12号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）別表第1第1項第15号の3（新条例別表第1第2項第1号および第3項第3号、別表第2第4項、別表第3第1項第2号、第2項および第3項、別表第4第7項ならびに別表第5第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例別表第1第1項第15号の3ア中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、同号ウ中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、同号エ中「周知する」とあるのは「周知するよう努める」と、同号オ中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 新条例別表第1第1項第15号の4イに規定する自動車を日常的に運行する場合において同号イのブザーその他の車内の利用者が見落としを防止する装置を備えることおよび当該装置を用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、同号イ（同表第2項第1号および第3項第3号、新条例別表第2第4項ならびに別表第3第1項第2号、第2項および第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該装置を備えることを要しない。この場合においては、当該装置の設置に代わる措置を講じな

ければならない。

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第17号

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第10項第3号を削り、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表中第21項を第23項とし、第16項から第20項までを2項ずつ繰り下げ、同表第15項第2号エ中「第18項第2号」を「第20項第2号」に改め、同号オ中「第19項第2号」を「第21項第2号」に改め、同号カ中「第20項第2号」を「第22項第2号」に改め、同項を同表第17項とし、同表第14項の次に次の2項を加える。

15 安全計画の策定等

- (1) 設置者は、利用者の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の点検、従業者、利用者等に対する指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等を含む指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。
- (2) 管理者は、安全計画に従業者等に周知すること。
- (3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

16 管理者は、利用者の指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。

別表第2第4項中「第20項(」を「第22項(」に、「第21項の」を「第23項の」に、「同表第15項第2号イ」を「同表第17項第2号イ」に、「第18項第2号」を「第20項第2号」に、「第19項第2号」を「第21項第2号」に、「第20項第2号」を「第22項第2号」に、「同表第20項第2号」を「同表第22項第2号」に、「同表第21項第1号」を「同表第23項第1号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1第10項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の滋賀県児童福祉法に基

づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）別表第1第15項（新条例別表第2第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例別表第1第15項第1号中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、同項第3号および第4号中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第18号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「入所させる乳児の数が4人以上である保育所における」を削り、「准看護師」の右に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、入所させる乳児の数が4人未満である保育所にあつては、設置者は、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士とみなされる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1第3項を次のように改める。

3 他の社会福祉施設を併設するときの設備および職員

- (1) 設置者は、当該児童福祉施設に他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備および職員に兼ねさせることができる。
- (2) 前号の規定は、入所者の居室および当該児童福祉施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備および職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

別表第1第4項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表第5項第2号中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行う」に改め、同項第4号中「施設長」を「児童福祉施設の長（以下この表において「施設長」という。）」に改め、同表第7項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号を第6号とし、同項第1号中「第4号」を「第8号」に、「利用者」を「入所者」に、「この項」を「この号、次号および第8号」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 設置者（障害児入所施設等の設置者を除く。第4号において同じ。）は、感染症または非

常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号、次号および第4号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずるよう努めること。

- (2) 施設長（障害児入所施設等の施設長を除く。次号において同じ。）は、業務継続計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うよう努めること。
- (4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

別表第1中第16項を第18項とし、第8項から第15項までを2項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の2項を加える。

8 安全計画の策定等

- (1) 設置者（助産施設および児童家庭支援センターの設置者を除く。第5号において同じ。）は、入所者の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の点検、職員、入所者等に対する児童福祉施設の外での活動、取組等を含む児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。
- (2) 施設長（助産施設および児童家庭支援センターの施設長を除く。次号において同じ。）は、安全計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 施設長（保育所および児童発達支援センターの施設長に限る。）は、入所者の安全の確保に関して入所者の保護者との連携が図られるよう、入所者の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。
- (5) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

9 自動車を運行する場合の入所者の所在の確認

- (1) 施設長は、入所者の児童福祉施設の外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車および降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。
- (2) 施設長（保育所および児童発達支援センターの施設長に限る。）は、入所者の送迎を目的とする自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に入所者を見落とすおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の入所者の見落としを防止する装置を備え、入所者の降車の際に当該装置を用いて入所者の所在の確認を行うこと。

別表第3第5項第2号中「別表第1第9項第1号」を「別表第1第11項第1号」に改める。

別表第5第1項第5号および第6号中「別表第1第8項第1号」を「別表第1第10項第1号」

に改める。

別表第8第7項第1号および第2号中「別表第1第9項第1号」を「別表第1第11項第1号」に改める。

別表第10第2項に次の1号を加える。

- (4) 別表第1第3項第2号の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等を行う事業所(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。)に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

別表第10第4項中「別表第1第9項第1号」を「別表第1第11項第1号」に改める。

別表第11第3項中「別表第10第3項」を「別表第10第2項第4号および第3項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「生活指導」の右に「と、別表第10第2項第4号中「福祉型児童発達支援センター」とあるのは「医療型児童発達支援センター」」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における児童福祉施設(保育所を除く。)の設置者または長に対する改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)別表第1第8項の規定の適用については、同項第1号中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、同項第3号中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、同項第4号中「周知する」とあるのは「周知するよう努める」と、同項第5号中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 新条例別表第1第9項第2号に規定する自動車を日常的に運行する場合において同号のブザーその他の車内の入所者の見落としを防止する装置を備えることおよび当該装置を用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、同号の規定にかかわらず、当該装置を備えることを要しない。この場合においては、当該装置の設置に代わる措置を講じなければならない。

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第19号

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

付則第3項および第4項中「付則第6項」を「付則第7項」に改める。

付則第5項中「次項」を「第7項」に改める。

付則第6項の表前項の項中「前項」を「付則第5項」に改め、同表に次のように加える。

前項	別表第1の5(2)の保育士の資格を有する者	看護師等
----	-----------------------	------

付則第6項を付則第7項とし、付則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)(別表第2の4において適用する場合を含む。次項において同じ。)の保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士の資格を有する者に代わる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。別表第1の10中(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、(6)の次に次のように加える。

- (7) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

- (8) 通園を目的とする自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもを見落とすおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもを見落としを防止する装置を備え、子どもの降車の際に当該装置を用いて子どもの所在の確認を行うこと。

別表第2の9中「(9)」を「(11)」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県認定こども園の認定に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の10(8)に規定する自動車を運行する場合において同表の10(8)のブザーその他の車内の子どもを見落としを防止する装置を備えることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、同表の10(8)(新条例別表第2の9において適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該装置を備えることを要しない。この場合においては、当該装置の設置に代わる措置を講じなければならない。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第20号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく
幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「付則第8項」を「付則第10項」に改め、「付則第7項」の右に「および第9項」を加える。

付則第13項を付則第15項とし、付則第10項から第12項までを2項ずつ繰り下げる。

付則第9項中「付則第12項」を「付則第14項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第8項中「および前項」を「、付則第7項および付則第8項」に、「ならびに保育教諭」を「、保育教諭」に改め、「認める者」の右に「ならびに看護師等」を加え、同項を付則第10項とする。

付則第7項の次に次の2項を加える。

- 8 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって別表第2項第3号に規定する副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師（以下「副園長等」という。）に代えることができる。この場合において、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を副園長等に代わる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に規定する直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 9 前項の場合において、当該看護師等を教育課程に基づく教育に従事させる場合には、別表第2項第3号に規定する直接従事職員の補助者としなければならない。

別表第1項第10号ただし書を削り、同号の次に次の1号を加える。

- (10)の2 前号の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室および便所（第14号および第15号において「乳児室等」という。）については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

別表第2項第7号ただし書を削り、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 前号の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

別表第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表中第13項を第14項とし、第9項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 業務継続計画の策定等

- (1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、園児の教育および保育を継続的に実施し、ならびに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- (2) 園長は、業務継続計画を職員に周知すること。
- (3) 園長は、定期的に研修および訓練を行うよう努めること。
- (4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

滋賀県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第21号

滋賀県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

滋賀県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年滋賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もしくは」を「または」に改め、「または認定看護師教育課程を履修する者」を削る。

第2条第5号および第6号を削る。

第3条中「第5号」を「第3号」に改め、「有するもの」の右に「（過去に次の各号に掲げる修学資金のいずれかまたは看護職員の確保を図ることを目的とする知事が別に定める資金の貸与等を受けた者（過去に第2号に掲げる修学資金の貸与を受けた者であつて、初めて第1号に掲げる修学資金の貸与を受けようとする者を除く。）を除く。）」を加え、同条第1号中「保健師修学資金」を「看護師等修学資金」に改め、「第19条」の右に「から第21条まで」を、「学校」の右に「（高等学校にあつては、専攻科に限る。）」を加え、同条第2号および第3号を削り、同条中第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削る。

第4条中「から」の右に「修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が当該修学資金の貸与に係る養成施設を卒業し、または当該修学資金の貸与に係る修士課程を修了する月までの間における正規の修業年限を超えない期間」を加え、同条第1号中「保健師修学資金、助産師修学資金および看護師修学資金」を「看護師等修学資金」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 大学院修学資金

ア 国（国立大学法人および独立行政法人を含む。）および地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）の設置する大学院（以下「国公立の大学院」という。）に在学する者 32,000

円

イ 国公立の大学院以外の大学院に在学する者 36,000円

第5条中「修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)」を「修学生」に、「一」を「いずれか」に改め、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 虚偽その他不正の手段により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。

第5条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 修学生としてふさわしくない非行のあったとき。

第7条を次のように改める。

(返還)

第7条 修学資金は、修学生であつた者が、当該修学資金の貸与に係る養成施設を卒業し、または当該修学資金の貸与に係る修士課程を修了した日(第5条の規定により契約が解除された場合にあっては、当該解除の日)の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間(前条の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。)に相当する期間(以下「貸与相当期間」という。)(次条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けたときは、貸与相当期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に月賦もしくは半年賦の均等払いまたは一括払いにより知事に返還しなければならない。

第8条中「期間」の右に「(第4号の場合にあっては、同号に規定する退職の日から3月以内の期間)」を加え、同条第1号中「もしくは」を「または」に改め、「し、または認定看護師教育課程を履修」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 次条第1項第1号または第2号の規定による返還の債務の免除を受ける見込みがあると認められるとき。

第8条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、「ほか、」の右に「災害、疾病、負傷、育児休業その他」を加え、「がある」を「により業務に従事できないと知事が認める」に改め、同条を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 当該養成施設を卒業した後、他種の養成施設、修士課程または大学院の看護を専攻とする博士課程に在学しているとき。

(4) 特定施設を退職した後、規則で定めるところにより知事に求職の届出をして他の特定施設に就職しようとするとき。

第9条第1項第1号中「および認定看護師修学資金」を削り、「1年」を「1年6月」に改め、「までに」の右に「当該養成施設卒業に係る看護職員の」を加え、「やむを得ない」を「前条第3号から第5号までに掲げる」に改め、同項第2号中「、やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除き」を削り、「5年間」の右に「(前条第3号から第5号までに掲げる理由により業務に従事できなかった期間を除く。)」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号に規定する業務従事期間」を「前2号の業務に従事した期間」に改め、同条を同項第3号とし、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 修学資金(大学院修学資金を除く。)の貸与に係る修学生が、養成施設を卒業した日から

1年6月を経過する日までに当該養成施設卒業に係る看護職員の免許を取得し、直ちに特定施設において引き続き貸与相当期間(前条第3号から第5号までに掲げる理由により業務に従事できなかった期間を除く。次号において同じ。)業務に従事したとき。

第9条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者が、修士課程を修了した日から1年を経過する日までに県内において業務に従事し、引き続き貸与相当期間業務に従事したとき。

第9条第3項中「前項第1号」の右に「および第2号」を加え、「同号の業務従事期間」を「これらの号の業務に従事した期間」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県看護職員修学資金貸与条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後新たに修学資金の貸与を受けることとなる者について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に修学資金の貸与を受けていた者に対する新条例第3条の規定の適用については、当該者を新条例の規定による相当する修学資金(改正前の第3条第6号に掲げる修学資金にあっては、新条例第3条第1号に掲げる修学資金とする。)の貸与を受けた者とみなす。

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第22号

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)の一部を次のように改正する。

目次中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第1条中「取扱い」を「処理」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「ふぐ」の右に「を食用に供するために、ふぐ」を加え、同号を同条第1号とし、同条第3号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同号を同条第4号とする。

「第2章 ふぐ調理師」を「第2章 ふぐ処理者」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 知事が行うふぐ処理者試験に合格した者

(2) 他の都道府県知事または地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に規定する市もしくは特別区の長(以下「他の都道府県知事等」という。)が行うふぐの処理に関する試験に合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に関する免許等を受けている者であって、前号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると知事が認めるもの

第3条第2項中「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理者の」に、「ふぐ調理師名簿」を「ふぐ処理者名簿」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に改める。

第4条第1項から第3項までの規定中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第4項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第5条の見出しを「(ふぐ処理者試験)」に改め、同条中「試験」を「ふぐ処理者試験」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第6条を削る。

第6条の2の見出しを「(滋賀県ふぐ処理者試験委員会)」に改め、同条第1項中「滋賀県ふぐ調理師試験委員会」を「滋賀県ふぐ処理者試験委員会」に改め、同条第2項中「試験の」を「ふぐ処理者試験の」に改め、同条を第6条とする。

第6条の3第2項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第3項中「試験」を「ふぐ処理者試験」に改め、同条を第6条の2とする。

第7条中「第8条第1項第2号」を「第8条第1項」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第7条の2および第7条の3中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第8条第1項中「ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当する」を「ふぐ処理者が不正の手段によりふぐ処理者の免許を取得した」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項第4号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第9条の見出し中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同項第1号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改め、同項第4号中「取扱い」を「処理」に改め、同条第2項中「ふぐ調理師は」を「ふぐ処理者は」に、「ふぐ調理師講習」を「ふぐ処理者講習」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第10条の見出し中「取扱い」を「処理」に改め、同条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第11条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第12条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第3章の章名中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第13条の見出し、同条各号列記以外の部分および同条第1号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第2号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処

理施設」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第14条第1項中「ふぐ取扱施設届出済証」を「ふぐ処理施設届出済証」に改める。

第15条中「ふぐ取扱施設内」を「ふぐ処理施設内」に改める。

第16条第1号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第2号中「失そう」を「失踪」に改め、同条第4号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があった」に改め、同条第5号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第17条第1項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同条第2項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項第1号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 営業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた飲食店営業者に限る。）は、その経営するふぐ処理施設ごとに、調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の調理師の免許を受けている者を置くよう努めなければならない。

第18条の見出し中「取扱い」を「処理」に改め、同条中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第19条各号を次のように改める。

(1) ふぐ処理者

(2) 営業者

(3) 食品衛生法第55条第1項の許可を受けた魚介類販売業者または魚介類競り売り営業者
第21条第1項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第24条中「取扱い」を「処理」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の規定によるふぐ調理師の免許（以下「旧免許」という。）を受けている者は、改正後の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定によるふぐ処理者の免許（以下「新免許」という。）を受けた者とみなす。
- 3 旧条例第3条第2項のふぐ調理師名簿は、新条例第3条第2項のふぐ処理者名簿とみなし、この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定によりなされているふぐ調理師名簿への登録は、新条例第3条第2項の規定によりなされたふぐ処理者名簿への登録とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第3条第3項の規定により交付されている旧免許に係るふぐ調理師免許証は、新条例第3条第3項の規定により交付された新免許に係るふぐ処理者免許証とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定により行われたふぐ調理師試験に合格している者は、新条例第5条の規定により行われたふぐ処理者試験に合格した者とみなす。

- 6 旧条例第8条第1項第2号または第2項(第1号を除く。)の規定により旧免許の取消処分を受けた後、その取消処分の日から1年を経過しない者は、新条例第7条に規定する者とみなして、同条の規定を適用する。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第10条の規定により旧免許に係るふぐの取扱いの停止を命ぜられている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に新条例第10条の規定により新免許に係るふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなす。この場合において、当該新免許に係るふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなされる者に係るふぐの処理を停止する期間は、施行日におけるその者に係る旧免許に係るふぐの取扱いの停止を命ぜられた期間の残存期間と同一の期間とする。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項の規定により交付されているふぐ取扱施設届出済証は、新条例第14条第1項の規定により交付されたふぐ処理施設届出済証とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第18条の規定によりふぐ取扱施設におけるふぐの取扱いの停止を命ぜられている者は、施行日に新条例第18条の規定によりふぐ処理施設におけるふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなす。この場合において、当該ふぐ処理施設におけるふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなされる者に係るふぐの処理を停止する期間は、施行日におけるその者に係るふぐ取扱施設におけるふぐの取扱いの停止を命ぜられた期間の残存期間と同一の期間とする。
- 10 第2項から前項までに規定するものを除くほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 11 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 12 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。
別表(72)の2の項ア中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項カ中「試験」を「ふぐ処理者試験」に改め、同項ク中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項ス中「取扱い」を「処理」に改める。
(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)
- 13 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第24号を次のように改める。
- (24) ふぐ処理者試験免許手数料
- | | | |
|-------------|---------|--------|
| ふぐ処理者試験 | 1人1回につき | 7,400円 |
| ふぐ処理者免許 | 1件につき | 5,800円 |
| ふぐ処理者免許証再交付 | 同 | 3,600円 |
| ふぐ処理者免許証書換 | 同 | 3,400円 |

滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第23号

滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正する条例

滋賀県環境こだわり農業推進条例(平成15年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第20条」に、「第23条―第25条」を「第21条・第22条」に、「第26条・第27条」を「第23条・第24条」に、「第28条」を「第25条」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 環境こだわり農業 次に掲げる農業をいう。

ア オーガニック農業(化学合成農薬および化学肥料を使用しないことならびに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方式を用いて行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理して農作物を栽培するものをいう。)

イ 化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、ならびに地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組その他の環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培するもの(アに掲げるものを除く。)

第13条第1項中「生産計画に従い農産物」を「農産物」に、「当該生産計画に従い生産されたものである」を「次に掲げる基準に適合する」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 対象農作物に係る農産物であって、当該対象農作物の作付面積が対象農作物の種類ごとに知事が定める面積以上のものであること。

(2) 次に掲げる要件を満たす栽培方法により生産された農産物であること。

ア 化学合成農薬および化学肥料の使用量がそれぞれ慣行的使用量の5割以下であること。

イ たい肥その他の有機質資材の適正な使用の方法として知事が定める方法が用いられていること。

ウ 農業排水を適正に管理するための技術として知事が定める技術が用いられていること。

エ 地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組その他の環境との調和に配慮した措置として知事が定める措置が講じられていること。

第13条第2項中「当該生産計画に従い生産された」を「前項各号に掲げる基準に適合する」に改める。

第14条および第15条を削り、第16条を第14条とする。

第17条中「規則で定めるところにより知事の承認を受けて」を削り、同条を第15条とし、第18条を第16条とする。

第19条の見出し中「または承認」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「または第17条の承認を受けた小分け業者(以下「承認小分け業者」という。)」を削り、「認証または第17条の承認」を「認証」に改め、同項第2号中「第13条第1項第2号もしくは第15条第1項の認定もしくは」および「または第17条の承認」を削り、同条第2項中「および承認を取り消された小分け

業者」および「または承認」を削り、同条第3項中「または承認」を削り、同条を第17条とする。

第20条第1項中「、計画認定農業者等」を削り、「承認小分け業者」を「第15条の規定により第14条第1項の表示を付した小分け業者」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とし、第22条を第20条とする。

第23条第3項第1号中「第14条第2項第1号」を「第13条第1項第2号」に改め、同条第4項中「第14条第2項第1号ア」を「第13条第1項第2号ア」に改め、第4章中同条を第21条とし、第24条を第22条とする。

第25条を削り、第5章中第26条を第23条とし、第27条を第24条とし、第6章中第28条を第25条とする。

付 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の第13条第1項の認証を受けている農産物または同項の規定によりされている認証の申請は、それぞれ改正後の第13条第1項の認証を受けている農産物または同項の規定によりされている認証の申請とみなす。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第24号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分の部分を次のように改める。

占 用 物 件 の 種 類		単 位	占 用 料			
			所 在 地			
			第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作	第1種電柱	1本につき 1年	800	570	480	430
	第2種電柱		1,200	870	730	670
	第3種電柱		1,700	1,200	990	900
	第1種電話柱		710	510	430	390
	第2種電話柱		1,100	810	680	620
	第3種電話柱		1,600	1,100	940	850
	その他の柱類		71	51	43	39
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき 1年	7	5	4	4
	地下に設ける電線そ の他の線類		4	3	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	700	490	420	380

物	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	430	300	260	230
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所		1個につき1年	1,400	1,000	850	780
	郵便差出箱および信書便差出箱			600	420	360	330
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	4,800	1,800	870	590
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	30	21	18	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			43	30	26	23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			64	45	38	35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			86	61	51	47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			130	91	77	70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			170	120	100	93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			300	210	180	160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			430	300	260	230
法第32条	自動運行補	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	4	3	3	2
		道路の構造また		14	10	9	8

第1項第3号に掲げる施設	助施設	は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,100	810	680	620
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	710	510	430	390
			地下に設けるもの		430	300	260	230
	その他のもの		1,400		1,000	850	780	
法第32条第1項第4号に掲げる施設					1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				
	上空に設ける通路			2,400	900	430	290	
	地下に設ける通路			1,500	540	260	180	
その他のもの		1,400	1,000	850	780			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	48	18	9	6	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	480	180	87	59	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(ア一子であるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480	180	87	59	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800	1,800	870	590	
	標識		1本につき1年	1,100	810	680	620	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	48	18	9	6	
		その他のもの	1本につき1月	480	180	87	59	
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	その面積1平方メートルにつき1日	48	18	9	6	

	る工事用施設であるものを除く。)	けるもの					
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480	180	87	59
アーチ		車道を横断するもの	1基につき1月	4,800	1,800	870	590
		その他のもの		2,400	900	430	290
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,000	850	780
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	480	180	87	59
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				140	100	85	78
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額			
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額			

政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額			
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額			
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額			

付 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前にした許可に係る占用料(占用許可の期間が令和5年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和5年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第25号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例(昭和32年滋賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,910人」を「4,976人」に、「2,771人」を「2,814人」に改め、同表事務職員の項中「263人」を「267人」に、「123人」を「124人」に改め、同表計の項中「5,460人」を「5,530人」に、「3,021人」を「3,065人」に改め、同表合計の項中「8,481人」を「8,595人」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第26号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例(昭和29年滋賀県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官の項中「1,305人」を「1,318人」に、「684人」を「691人」に、「2,282人」を「2,302人」に改め、同表合計の項中「2,589人」を「2,609人」に改め、同条第2項中「2,282人」を「2,302人」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の2項を加える。

- 2 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年滋賀県条例第47号)の施行に伴う職員の定年の段階的な引上げによる各年度に退職する者の数の増減にかかわらず、採用する警察官の数の平準化を図るため、当分の間、警察官の定員は、第1条第1項の規定にかかわらず、同項に定める警察官の定員に知事が必要と認める員数を加えた員数とする。この場合において、警察官の階級別の定員は、この項前段に規定する知事が必要と認める員数を加えた後の警察官の定員を基礎として警察法施行令第7条に規定する階級別定員の基準に従い算出した員数とする。
- 3 第1条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「2,302人」とあるのは、「2,302人に付則第2項の知事が必要と認める員数を加えた員数」とする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第27号

滋賀県防災会議条例の一部を改正する条例

滋賀県防災会議条例(昭和37年滋賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「14人」を「14人以内」に改め、同項第2号中「4人」を「4人以内」に改め、同項第3号中「20人」を「22人以内」に改め、同項第4号中「4人」を「17人以内」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和5年10月13日までの間において、新たに任命された委員の任期は、滋賀県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。